

改正

平成 2 年 3 月 29 日 条例第 8 号
平成 3 年 9 月 30 日 条例第 21 号
平成 3 年 12 月 26 日 条例第 39 号
平成 4 年 6 月 26 日 条例第 28 号
平成 4 年 12 月 28 日 条例第 59 号
平成 12 年 6 月 26 日 条例第 35 号
平成 12 年 12 月 19 日 条例第 47 号
平成 16 年 12 月 20 日 条例第 55 号
平成 17 年 6 月 27 日 条例第 41 号
平成 17 年 9 月 28 日 条例第 65 号
平成 19 年 12 月 17 日 条例第 50 号
平成 24 年 12 月 25 日 条例第 59 号
平成 28 年 9 月 30 日 条例第 31 号
令和元年 6 月 28 日 条例第 12 号

多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 人と自然とのふれあいの中で、青少年の健全育成を図るとともに、広く市民の生涯学習を推進するため、宿泊研修施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 宿泊研修施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多治見市三の倉市民の里（以下「市民の里」という。）
- (2) 位置 多治見市三の倉町猪場 37 番地

(施設の種類)

第 3 条 市民の里の施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊研修センター
- (2) ログハウス
- (3) 体験学習棟
- (4) 天文台
- (5) テニスコート
- (6) キャンプ場
- (7) グラウンド

(指定管理者による管理)

第 4 条 市民の里の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民の里の利用許可に関すること。
- (2) 市民の里の維持管理に関すること。
- (3) 利用料金の収受に関すること。
- (4) 第 1 条に掲げる設置目的のために必要な事業を行うこと。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(利用日時等)

第 6 条 市民の里の利用日時及び休所日は、規則で定める。

第 7 条 削除

(利用の許可)

第 8 条 市民の里の施設及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ

指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に、市民の里の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者がその許可に係る事項を変更しようとするときも、前2項と同様とする。
(目的外使用)

第9条 市長は、別表第2に掲げる施設等に関し、その用途又は目的を妨げない限度において、目的外に使用させることができる。

2 前条から第20条まで(ただし、本条及び第12条から第13条の2までを除く。)の規定は、前項の規定による目的外使用に準用する。この場合において、前条及び次条中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「第8条」とあるのは「第9条」と、「利用」とあるのは「使用」と、同条第2項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第14条中「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は、」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第15条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「あらかじめ市長と協議の上、指定管理者」とあるのは「市長」と、第16条及び第17条中「利用」とあるのは「使用」と、第18条及び第19条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条中「利用」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設等の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を毀損又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他市民の里の管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第8条の規定により施設等を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたことが明らかになったとき。

2 前項の規定の適用によって利用者が受けた損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

(利用料金)

第12条 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2 前項に規定するもののほか、附属設備の利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 利用者は、前2項の規定による利用料金を納入しなければならない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、第9条第1項の規定に基づき別表第2に定める施設等を使用しようとする者は、同表に定めるところにより算定した額を使用料として納入しなければならない。この場合において、同表中「専用利用料金」とあるのは「専用使用料」と、「冷暖房利用料金」とあるのは「冷暖房使用料」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用」とあるのは「使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(利用料金の収入)

第13条 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、市民の里の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の納入)

第13条の2 第12条第1項及び第2項に規定する利用料金は、利用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

2 第12条第4項に規定する使用料は、使用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、あらかじめ市長と協議の上、指定管理者が必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（実費の負担）

第16条 宿泊研修センター及びログハウスにおいて宿泊する者は、シーツ及び枕カバーの利用に伴う洗濯料の実費を負担しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第17条 利用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（物品等の販売）

第18条 市民の里において物品等を販売しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（器具等の搬入）

第19条 市民の里に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第20条 利用者は、施設等の利用を終えたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

第11条第1項の規定により許可を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたときも同様とする。

（損害賠償の義務）

第21条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

（入場の制限）

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

（1） 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者

（2） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

（3） その他市民の里の管理上支障があると認められる者

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成元年規則第33号により、平成元年6月1日から施行）

2 施設等の使用の申請の受付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 多治見市三の倉野外活動施設の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第4号）は、廃止する。

附 則（平成2年3月29日条例第8号）

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

2 ログハウスの使用の申請の受付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成3年9月30日条例第21号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成3年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

（経過措置の原則）

第2条 この条例（第14条、第15条、第16条、第18条、第21条、第23条及び第24条の規定を除く。）による改正後の各条例の規定は、施行日以後に使用の申込みをしたものに係る使用料から適用し、施行日前に使用の申込みをしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月26日条例第39号）

1 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に使用の許可をしたものに係る使用料から適用し、施行日前に使用の許可をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 6 月 26 日 条例第 28 号）

- 1 この条例は、平成 4 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定は、施行日以後に使用の許可をしたものに係る冷暖房使用料から適用し、施行日前に使用の許可をしたものに係る冷暖房使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 12 月 28 日 条例第 59 号）

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）に規定する天文台及びログハウス C の使用の申込みの受付その他この条例（天文台及びログハウス C に係る部分に限る。）を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 新条例第 9 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、施行日以後に使用の許可をしたものに係る使用料から適用し、施行日前に使用の許可をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 6 月 26 日 条例第 35 号）

- 1 この条例は、平成 12 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の附則第 4 項の規定は、施行日以後に使用の申込みをしたものから適用し、施行日前に使用の申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 12 月 19 日 条例第 47 号）

- 1 この条例は、平成 13 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の（中略）多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定（中略）は、平成 13 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 12 月 20 日 条例第 55 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 6 月 27 日 条例第 41 号）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行日前に改正前の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。
- 4 多治見市公の施設の管理の委託に関する条例（昭和 53 年 条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 17 年 9 月 28 日 条例第 65 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 17 日 条例第 50 号抄）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日（中略）から施行する。（後略）

附 則（平成 24 年 12 月 25 日 条例第 59 号）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の公布の日以後に施行日以後の利用について申請した利用に係る利用料金から適用し、この条例の公布の日前に施行日以後の利用について申請した利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 9 月 30 日 条例第 31 号抄）

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条から附則第 9 条までの規定は、公布の日から施行する。

（使用料及び手数料に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正後の多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例別表第1及び別表第2の規定、第3条の規定による改正後の多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第4条の規定による改正後の多治見市かさほら福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の多治見市児童館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第6条の規定による改正後の多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例別表の規定、第7条の規定による改正後の多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例別表の規定、第10条の規定による改正後の多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第3の規定、第11条の規定による改正後の多治見市美濃焼ミュージアムの設置及び管理に関する条例別表第2の規定、第12条の規定による改正後の多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第14条の規定による改正後の多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第17条の規定による改正後の多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例別表の規定、第18条の規定による改正後の多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例別表の規定、第19条の規定による改正後の多治見市学習館の設置及び管理に関する条例別表第1の規定、第20条の規定による改正後の多治見市公民館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第21条の規定による改正後の多治見市図書館の設置等に関する条例別表の規定、第22条の規定による改正後の多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第23条の規定による改正後の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定並びに第25条の規定による改正後の多治見市運動場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の公布の日以後に施行日以後の使用又は利用について申請した使用又は利用に係る使用料及び利用料金から適用し、この条例の公布の日前に施行日以後の使用又は利用について申請した使用又は利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日条例第12号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正後の多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例別表第1及び別表第2の規定、第3条の規定による改正後の多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第4条の規定による改正後の多治見市かさほら福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第5条の規定による改正後の多治見市児童館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第6条の規定による改正後の多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例別表の規定、第7条の規定による改正後の多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例別表の規定、第9条の規定による改正後の多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例別表第3の規定、第11条の規定による改正後の多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例別表第1から別表第3までの規定、第14条の規定による改正後の多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第16条の規定による改正後の多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例別表の規定、第17条の規定による改正後の多治見市都市公園条例別表第2の規定、第18条の規定による改正後の多治見市多治見駅北広場の設置及び管理に関する条例別表の規定、第21条の規定による改正後の多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例別表の規定、第22条の規定による改正後の多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例別表の規定、第23条の規定による改正後の多治見市学習館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の多治見市公民館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第25条の規定による改正後の多治見市図書館の設置等に関する条例別表の規定、第26条の規定による改正後の多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第27条の規定による改正後の多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例別表第1から別表第3までの規定並びに第29条の規定による改正後の多治見市運動場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料及び利用料金から適用し、施行日前の許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表第 1（第12条関係）

1 宿泊研修センター

区分			定員	金額	冷暖房利用料金
宿泊料	宿泊室 A	1 室 1 泊	13人	8,800円	
	宿泊室 B		14人	9,900円	
	宿泊室 C		7 人	5,500円	
	宿泊室 D		36人	22,000円	
専用利用料金	会議室	1 時間までごとに		370円	210円

備考

主たる利用者が市外在住の者（土岐市及び瑞浪市に在住する者を除く。以下同じ。）である場合は、宿泊料又は専用利用料金（冷暖房利用料金を除く。）にその10割に相当する額を加算する。

2 ログハウス

区分		定員	宿泊料
ログハウス A	1 室 1 泊	7 人	5,500円
ログハウス B		12人	8,800円
ログハウス C		15人	9,900円

備考

主たる利用者が市外在住の者である場合は、宿泊料にその10割に相当する額を加算する。

3 体験学習棟

区分		専用利用料金	冷暖房利用料金
研修室 A	1 時間までごとに	440円	210円
研修室 B		440円	210円

備考

主たる利用者が市外在住の者である場合は、専用利用料金にその10割に相当する額を加算する。

4 テニスコート

区分		専用利用料金
1 時間までごとに	コート 1 面	520円

備考

主たる利用者が市外在住の者である場合は、専用利用料金にその10割に相当する額を加算する。

5 キャンプ場

区分		利用料金
キャンプ場	1 団体 1 回	2,420円

備考

1 1 団体は、30人までとする。

2 主たる利用者が市外在住の者である場合は、利用料金にその10割に相当する額を加算する。

6 グラウンド

区分	専用利用料金
1 時間までごとに	300円

備考

主たる利用者が市外在住の者である場合は、専用利用料金にその10割に相当する額を加算する。

別表第 2（第12条関係）

区分		専用利用料金	冷暖房利用料金
宿泊室 A	1 時間までごとに	280円	150円
宿泊室 B		280円	150円
宿泊室 C		280円	150円
宿泊室 D		730円	420円
ミーティングルーム		260円	150円

ログハウス A	260円	150円
ログハウス B	400円	210円
ログハウス C	400円	210円

備考

- 1 宿泊室Dの面積を2分の1に分割し、これを1単位として利用させることができる。この場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2分の1に相当する額とする。
- 2 主たる利用者が市外在住の者である場合は、専用利用料金にその10割に相当する額を加算する。

別表第3（第12条関係）

附属設備利用料金	1 件につき5,000円以内で市長が別に定める額
----------	--------------------------